

JA前橋市 相続運用プラン

— 大切なお金を運用 —

取扱期間

令和5年4月1日(土) ▶ 令和6年3月31日(日)



投資信託セット運用プラン

特別金利の定期貯金と投資信託のセットプラン

定期貯金 6ヵ月 同時申込

組合員 年 +1.5%

組合員外 年 +0.7%

+

(税引前)

投資信託

ご購入金額
100万円以上

相続定期貯金

特別金利の定期貯金

定期貯金1年 年 +0.2%

(税引前)



JA前橋市イメージ
キャラクター
じゃじゃゴン

※裏面の注意事項をご確認下さい。

投資信託セット運用プラン / 相続定期貯金

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●個人のお客様かつ相続人(投資信託と定期貯金は同一名義人となります) ●新たに組合員加入される方も対象となります。
商品内容	<ul style="list-style-type: none"> ●相続定期貯金セットプラン: 投資信託 + 定期貯金(6ヵ月) ●相続定期貯金: 定期貯金(1年)
お申込金額	<ul style="list-style-type: none"> ●相続定期貯金セットプラン: 100万円以上 ※ ●相続定期貯金: 100万円以上 <p>※セットプランの定期貯金上限金額は投資信託購入金額となります。</p>
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●JA前橋市の支所窓口でお申込みとなります。 ※申込方法につきましては、お近くの支所窓口にお問合せください。 ●定期貯金の預入期間経過後は、貯金金額に応じたその時点の店頭表示金利を適用し、自動継続となります。 ●定期貯金は原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約される場合は、特別金利は適用されず預入期間に応じた当組合所定の中途解約利率の適用となります。 ●定期貯金においては2037年12月31日までにお受取りになる利息には、所得税(15%)住民税(5%)に加え復興特別所得税(0.315%)が課税されます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●セットプランの定期貯金は貯金保険制度の対象であり、貯金保険の範囲内で保護されます。 ●投資信託口座を既に開設されているお客様は開設した支所での取扱いとなります。 ●相続手続きから1年以内となります。 ●相続手続きをされた遺産分割協議書または相続手続依頼書等のご提示が必要となります。 ●お申込み期間内でも金利情勢等の変化により、条件を変更させて頂く場合がございます。予めご了承ください。

投資信託に関してご留意頂きたい事項



JA前橋市イメージキャラクター
じゃじゃゴン

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証がありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債権・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要なお金および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させて頂きます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。
- 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認下さい。
 - ・購入時: 申込手数料がかかるファンドがあります。
 - ・運用期間中: 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
 - ・換金時: 信託財産保留額がかかるファンドがあります。また外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分にお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身で判断下さい。



JA前橋市

本所 前橋市富田町2400番地1

登録金融機関 関東財務局長(登金)第426号 本所 金融部 TEL.027-261-7529

JAはどなたでもご利用いただけます。初めての方もお気軽にお問合せください。

木 瀬 支 所 ☎261-0219
荒 砥 支 所 ☎268-2311
前 橋 支 所 ☎223-7411
南 部 支 所 ☎265-0956

南 橋 支 所 ☎231-2686
桂 萱 支 所 ☎231-2285
西 部 支 所 ☎251-2487
北 部 支 所 ☎288-2233

大 胡 支 所 ☎283-2027
宮 城 支 所・粕 川 支 所 ☎283-2501
JAビル 支 所 ☎220-2150
ローンセンター ☎0120-014-056
(オイン・オコメ)

詳しくはお近くの支所窓口にお問い合わせください。

…笑顔と信頼 広げよう「ありがとう」の気持ち…